

- (2) 別記の3の(2)のスチーミング処理試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが表(1)の値以上であること。ただし、平行層については、試験片の同一接着層におけるはく離しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。
- (3) 別記3の(2)の減圧加圧試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが表(1)の値以上であること。ただし、平行層については、試験片の同一接着層におけるはく離しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。
- 3 普通合板（特殊コアの合板を除く。）の2類にあつては、別記の3の(2)の温冷水浸せき試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが表(1)の値以上であること。ただし、平行層については、試験片の同一接着層におけるはく離しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。

天然木化粧合板、特殊加工化粧合板又は特殊コアの合板の2類にあつては、別記の3の(3)の2類浸せきはく離試験の結果、試験片の同一接着層におけるはく離しない部分の長さがそれぞれの側面において50mm以上であること。

表(1)

その試験片に用いられている単板の樹種		平均木部破断率(%)	せん断強さ (MPa又はN/mm ²)
広葉樹	かば	/	1.0
	ぶな、なら、いたやかえで、あかだも、しおじ、やちだも		0.9
	せん、ほお、かつら、たぶ		0.8
	ラワン、しなその他広葉樹		0.7
針葉樹			0.7
		50	0.6
		65	0.5
		80	0.4

注 異なった樹種の単板の組合わせでできている試験片については、それぞれの樹種のせん断強さの値のうち最も小さいものを適用する。

(普通合板の規格)

第4条 普通合板の規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
品質	接着の程度	1類又は2類の基準に適合すること。
	含水率	別記の3の(4)の含水率試験の結果、同一試料から採取した試験片の含水率の平均値が14%以下であること。
	ホルムアルデヒド放散量	別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量試験の結果、別記の1により採取した試料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、性能区分に応じ、それぞれ次の表の値以下であること。ただし、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録

曲げ性能

1 曲げヤング係数と曲げ強さを記号EとFで表さない場合にあつては、別記の3の(15)の1級の曲げ試験の結果、曲げヤング係数及び曲げ強さが次の表の値以上であること。

別記の3の(15)の2級の曲げ試験の結果、曲げヤング係数が次の表の値以上であること。

表示厚さ (mm)	曲げヤング係数 (GPa又は 10^3N/mm^2)	
	0°	90°
6.0未満	8.5	0.5
6.0以上 7.5未満	8.0	1.0
7.5以上 9.0未満	7.0	2.0
9.0以上 12.0未満	6.5	2.5
12.0以上 15.0未満	5.5	3.5
15.0以上 18.0未満	5.0	4.0
18.0以上 21.0未満	5.0	4.0
21.0以上	5.5	3.5

表示厚さ (mm)	曲げヤング係数 (GPa又は 10^3N/mm^2)
6.0未満	6.5
6.0以上 7.5未満	6.0
7.5以上 9.0未満	5.5
9.0以上 12.0未満	5.0
12.0以上 24.0未満	4.0
24.0以上 28.0未満	3.5
28.0以上	3.3

表示厚さ (mm)	曲げ強さ (0°) (MPa又は N/mm^2)		
	板面の品質の記号		
	A-B B-B	A-C B-C C-C	A-D B-D C-D D-D
6.0未満	42.0	38.0	34.0
6.0以上 7.5未満	38.0	36.0	32.0
7.5以上 9.0未満	34.0	32.0	28.0
9.0以上 12.0未満	32.0	28.0	26.0
12.0以上 15.0未満	26.0	24.0	22.0
15.0以上 18.0未満	24.0	22.0	20.0
18.0以上 21.0未満	24.0	22.0	20.0
21.0以上	26.0	24.0	22.0

表示厚さ (mm)	曲げ強さ (90°) (MPa又は N/mm^2)
6.0未満	8.0

品

質

品

質

6.0以上 7.5未満	14.0
7.5以上 9.0未満	12.0
9.0以上 12.0未満	16.0
12.0以上 21.0未満	20.0
21.0以上	18.0

注 表中 0° 及び 90° は、別記の3の(15)のアで定めるスパンの方向と試験片の表板の主繊維方向との角度を表す。

2 曲げヤング係数と曲げ強さを記号EとFで表す場合にあつては、別記の3の(15)の1級の曲げ試験の結果、曲げヤング係数及び曲げ強さが次の表の値以上であること。

強度等級	曲げヤング係数 (GPa又は 10^3N/mm^2)	
	0°	90°
E50- F160	5.0	単板数が 3の場合 0.4 単板数が 4の場合 1.1 単板数が 5の場合 1.8 単板数が 6以上の 場合2.2
E55- F175	5.5	
E60- F190	6.0	
E65- F205	6.5	
E70- F220	7.0	
E75- F245	7.5	
E80- F270	8.0	

強度等級	曲げ強さ (MPa又は N/mm^2)	
	0°	90°
E50- F160	16.0	単板数が 3の場合 5.0 単板数が 4の場合 6.5 単板数が 5の場合 9.0
E55- F175	17.5	
E60- F190	19.0	
E65- F205	20.5	

品

質

E 70— F 220	22.0	単板数が 6以上の 場合10.0
E 75— F 245	24.5	
E 80— F 270	27.0	

注 表中0°及び90°は、別記の3の(15)のアで定めるスパンの方向と試験片の表板の主繊維方向との角度を表す。

面内せん断強さ

別記の3の(16)の面内せん断試験の結果、面内せん断強さが3.2MPa(又はN/mm²)以上であること。

ホルムアルデヒド放散量(ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものに限る。)

別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量試験の結果、別記の1により採取した試料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、表示の区分に応じ、それぞれ次の表の値以下であること。

表示の区分	平均値 (mg/L)	最大値 (mg/L)
F☆☆☆☆と表示するもの	0.3	0.4
F☆☆☆と表示するもの	0.5	0.7
F☆☆と表示するもの	1.5	2.1
F☆と表示するもの	5.0	7.0

防虫(防虫処理を施した旨の表示をしてあるものに限る。)

第4条第1項の規格の防虫(防虫処理を施した旨の表示をしてあるものに限る。)の基準と同じ。

心板又はそえ心板の品質

第3項に規定する心板又はそえ心板の品質の基準に適合すること。

材料

エンゲルマンズプルーヌと同等以上の強度を有すること。

構成単板

合板の表示厚さ別の積層数、単板厚さ及び構成比率が次の表に適合すること。この場合において、心板又はそえ心板であって単板を維持方向に平行にはり合わせたものにあつては、これを一層とみなす。

表示厚さ (mm)	積層数	単板厚さ (mm)	構成比率 (%)
15.0未満	3以上	1.0以上	表面単板と同じ繊維方向の単板の厚さの合計の合板の厚さに対する比率が40%以上70%以下であること。
15.0以上18.0未満	4以上	5.5以下	
18.0以上24.0未満	5以上		
24.0以上	7以上		

側面及び木口面の仕上げ

毛羽立ちがないこと。

反り又はねじれ

1 矢高が50mm以下(表示厚さが7.5mm以上のものにあつては、30mm以下)であること又は手で押して水平面に接触すること。